



オレンジリボン
(子ども虐待防止シンボルマーク)

11月は児童虐待防止推進月間です

「守るのは 気づいたあなたの その勇気」

(平成23年度児童虐待防止推進月間標語)

保護者が「しつけ」という理由で行っている行為であっても、子どもに著しい苦痛を与えたり、子どもの成長に悪影響を与える場合は虐待にあたります。大切なことは、子どもの視点・立場で考えるということです。

子どもへの虐待

身体的虐待	子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴行をくわえること なぐる・ける・タバコの火を押し付ける・戸外に締め出す など
性的虐待	子どもにわいせつな行為をする、させること 子どもへの性交・性的暴行・性器や性交を見せる など
ネグレクト (保護の怠慢・拒否)	子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど、 保護者としての監護を著しく怠っていること 食事を与えない・自動車や家に置き去りにする・病院へつれて いかない など
心理的虐待	子どもの心を著しく傷つけること 脅迫・無視・きょうだい間での差別・子どもの存在を否定する など

「もしかして虐待？」 そう感じたら迷わず電話ください。

その電話が、子どもを守る第一歩となります。(相談者・通告者のプライバシーは守られます。)

ひとりで悩んでいませんか？

不安感や負担感、そんな気持ちはひとりでコントロールできません。話すだけで気持ちが軽くなったり、冷静になれたり、解決策が思い浮かんだりすることは多いもの。

かかえている不安や悩みは、勇気をだして話してみませんか？

身近な相談機関ではみなさんの悩みの相談にのっています。

<相談・連絡先>

- 児童家庭課 家庭児童相談室 (月曜日～金曜日 8:30～17:15)

TEL: 973-5041

メール: kodomo-soudan@city.uruma.lg.jp

- コザ児童相談所 (月曜日～金曜日 8:30～17:30)

TEL: 937-0859

- 子ども虐待ホットライン

夜間 (17:30～翌朝8:30)、土・日・祝日・年末年始

TEL: 886-2900

- 全国共通ダイヤル TEL: 0570-064-000



お問い合わせ: 児童家庭課 家庭児童相談室 ☎973-5041